

継続的売買取引基本契約書

X（以下「甲」という）と、Y（以下「乙」という）とは、甲の製造する製品（以下「本製品」という）の乙に対する継続的供給に関し、基本となる売買契約（以下「本契約」という）を以下のとおり締結する。

第1条（目的）

甲および乙は、甲乙間の取引につき、相互の利益を確保し、信義誠実に本契約を履行し、公正な取引関係を維持することを目的とする。

第2条（個別契約）

- 1 本件物品の品名、数量、単価、代金総額、引渡期日、引渡場所及び発注日等は、甲乙協議の上、個別契約で定めるものとする。
- 2 個別契約は、発注年月日、品名、仕様、数量、単価、納期、納入場所その他について記載した乙所定の注文書を乙から甲に交付し、甲がこれを承諾したときに成立する。

※継続的取引では、基本契約と個別契約の2つの契約を締結することになります。

第3条（売買代金の支払方法）

乙は、本件物品の代金を引渡期日の属する月の翌月末日までに、下記の振込口座に振り込んで支払う。その際の手数料は乙の負担とする。

〇〇銀行〇〇支店
普通預金
口座番号
口座名義

※支払の時期をいつに設定するのかにより、売り手と買い手の有利・不利が決まります。

第4条（納入後の検査）

- 乙は、甲から本製品が納品されたときは、あらかじめ甲乙間で定めた検査方法により、ただちに本製品の検査を行わなければならない。
- 2 乙は、検査の結果、本製品に瑕疵の存在を発見した場合は、ただちに書面をもって甲に対し、その旨を通知しなければならない。

※不合格となった場合の処置についても入れておくと安心です。

第5条（所有権移転）

本製品の所有権は、引渡しによって甲から乙に移転することを原則とするが、特約がある場合には、代金の支払が完了するまで本製品の所有権は甲に帰属するものとする。

2 乙は、本製品受領の際、ただちに甲の納品書に受領の署名押印をし、甲に発送しなければならない。

※一般的な所有権の移転時期としては①売買契約締結時、②引渡時、③検査合格時、④代金の完済した時があります。

第6条（瑕疵担保責任）

甲より乙へ本製品を納入した後6カ月以内に、乙が当該製品に瑕疵を発見した場合、乙は、甲に対し、相当の期限を定めて当該製品の修理または交換をすべきことを請求することができる。

2 前項の場合において、当該瑕疵にもとづき乙が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、損害賠償の請求をすることができる。なお、乙が第三者に発生した損害を賠償したときも含むものとする。

3 甲は、乙に対する本製品の納入後6カ月を経過したときは、本製品について何ら責任を負わないものとする。

※民法上では「隠れた瑕疵」を発見してから1年以内に責任の追及をしなければならぬと定められています（民法§570）

第7条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- ①他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの
- ②他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの
- ③他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
- ④正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの

2 前項の規定は、本契約終了後も10年間存続する。

※場合によっては設けておきましょう。

第8条（損害賠償）

甲または乙が、本契約または個別契約の条項に違反し、相手方に損害

を与えたときには、違反した当事者は損害を被った相手方に対し、その損害を賠償するものとする。

※場合によっては、第三者に対する損害賠償が生じた際の規定も入れておきます。

第9条（契約解除）

甲または乙は、他の当事者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしにただちに、本契約およびこれにもとづく個別契約の全部または一部を解除することができる。

- ①本契約または個別契約の条項に違反したとき
 - ②営業停止など、行政処分を受けたとき
 - ③租税公課の延滞処分を受けたとき
 - ④第三者から強制執行を受けたとき
 - ⑤破産・民事再生または会社更生等の申立があったとき
 - ⑥信用状態の悪化等あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき
- 2 前項にもとづいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は、他の当事者に対し、基本契約の解除により他の当事者が被った損害を賠償するものとする。

※長期に渡る契約の場合には必須条項と言えます。

第10条（有効期間）

本契約の有効期間は、平成●年●月●日から平成●年●月●日までの満1年間とする。

- 2 ただし、期間満了の3カ月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に満1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 3 本契約の終結または解除のときに、すでに成立した個別契約がある場合は、本契約は当該個別契約の履行が完了するまで、当該個別契約の履行の目的のため、なお効力を有するものとする。

※どちらかの一方のみが期間延長の延長についての決定権を持つとすることもできます。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、または本契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

第 12 条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

（甲）

（乙）